

# 学校の部活動に係る活動方針

滋賀県立日野高等学校

## 1 部活動の基本方針

- ・学校教育の一環として行うものであり、教育的な意義があることから教育課程との関連を図り、本校の教育方針に基づき、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- ・好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資する。
- ・適切な目標設定と自主的効果的な活動メニュー作りを行う。

## 2 部活動の活動時間と休養日

- ・活動時間 平日は概ね3時間以内、週休日および学校休業日は概ね4時間以内とする。  
定期考査期間（考査1週間前から考査最終日の前日まで）においては、学習に支障のないよう概ね1時間半以内とする。
- ・休養日 週1回以上。それに加え、週休日については4週当たり2日以上を休養日とする。大会等の日程の関係で、予定をしていた週休日等の休養日に活動をする場合は、その前後2週間の内に休養日を設定する。

なお、部活動の競技・部門・種目等の特性や一時的な事情により、上記の基準に適應することが困難な事情がある場合は、学校長の許可を得るものとする。

## 3 学校単位で参加する大会・試合・コンクール等の見直しと部費、保護者、地域連携

- ・生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査するよう努める。
- ・必要に応じた部費等の徴収と適切な管理を行う。
- ・保護者・地域との十分な連携に努める。

## 4 体罰の防止

- ・「懲戒」として「体罰」を行うことは、法律で明確に禁止されている。
- ・生徒に非違行為がない部活動でのプレミスなどは、そもそも「懲戒」の対象とならない。このような部活動の指導中に行われる有形力（目に見える物理的な力）の行使は、「暴行・傷害」行為に当たる。
- ・顧問その他の学校関係者は、「体罰」は決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行う。
- ・保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問から積極的に説明し、理解を得る。

## 5 健康管理と安全対策

- ・生徒の心身の健康管理に留意し、事故や熱中症等のない安全な指導を行う。